

消防予第 610 号  
令和 3 年 12 月 24 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿  
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について (通知)

平素から消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

火災予防関係手続における電子申請の導入については、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について (通知)」(令和 2 年 12 月 25 日付け消防総第 812 号消防庁次長通知) や「火災予防関係手続における電子申請等の導入に向けた今後の対応に関する留意事項について (情報提供)」(令和 3 年 11 月 10 日付け事務連絡) により通知したとおり、消防庁では、令和 3 年中にマイナポータル・ぴったりサービスを利用した火災予防分野における電子申請等の標準モデル (以下「標準モデル」という。) を構築し、その後速やかに導入を促進していくこととしています。

今般、「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル」(以下「導入マニュアル」という。) を取りまとめましたので、貴職におかれましては、当該導入マニュアルを活用しつつ、下記の留意事項を踏まえ、令和 4 年度中に電子申請等の受付を開始できるように積極的に取組を進めていただきますようお願いいたします。また、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 令和4年度における電子申請等の導入について

各消防本部におかれましては、今般公表した導入マニュアルを活用しつつ、令和4年度中に電子申請等の受付を開始できるように積極的に取組を進められたいこと。

また、独自の電子申請システム等を構築する消防本部にあっても、マイナポータル・ぴったりサービス上に当該電子申請システム等へのリンクを設定することで、利用者がマイナポータル・ぴったりサービスを経由すれば各消防本部への電子申請の入口に到達できるよう対応されたいこと。

### 2 アドバイザーによる導入支援措置

消防庁では、令和3年度補正予算事業として、導入支援アドバイザーによるシステム設定等の支援を行うこととしており、標準モデル対応の電子申請等の導入を検討している消防本部におかれましては、当該支援措置の活用を検討されたいこと。なお、当該支援措置の詳細については、別途通知すること。

### 3 LGWAN接続端末整備費等に係る地方交付税措置について

標準モデル対応の電子申請等の導入に当たり必要となるLGWAN接続端末及び図面データ参照用ディスプレイの整備費について、令和4年度以降、新たに地方交付税措置を講じる予定であること。これを踏まえて、各消防本部においても必要な予算措置等を検討されたいこと。

### 4 マイナポータル・ぴったりサービス等の利用について

マイナポータル・ぴったりサービス及びマイナポータル申請管理（申請データダウンロード機能）は、希望する全ての都道府県・市区町村が新たな経費負担なく利用が可能であること。

また、標準モデル対応の電子申請等を受け付けるための入力フォームについては、消防庁とデジタル庁とが連携して整備を完了しており、各消防本部はその入力フォームを活用して電子申請等の受付を開始することが可能であること。

なお、LGWAN-ASPを利用してぴったりサービスを経由した電子申請等を受け付けている部署が既にある際には既存の契約の変更等が必要となる場合があること。

5 電子申請等の受付に関する周知広報について

消防法令の規定に基づき各消防本部に対して行う各種手続が、電子メールや電子申請システム等の活用によって行うことが可能となっている場合には、各消防本部のホームページ等でその旨を周知するとともに、手続のため来庁した者に必要な案内を行うなど、積極的に周知広報を行うことが望ましいこと。

6 今後の予定について

今後、標準モデル対応の電子申請等に関する消防本部向けの説明会の開催を予定していること。また、電子申請等の導入状況について、後日調査を実施予定であること。

(問い合わせ先)

総務省消防庁予防課

担当：桑折、中村、藤原

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533